

和解条項

- 1 被告は、被告が提供する「ほっとサポート」のサービス利用契約（以下「本件契約」という。）を締結した消費者に対し、本件契約を自動更新するにあたっての事前連絡を徹底して行う。
- 2 被告は、本件契約約款上の下記条項のとおり、本件契約を更新した消費者が更新後に同契約のサービスを利用した場合を除き、同消費者からの中途解約に応じなければならない。

記

加入者は、本サービスを更新する意思がなかった場合、本サービスが更新された後においても、当社に対して、本サービス解約の意思表示をした場合に限り、速やかに中途解約するものとし、解約の意思表示をした時点をもって契約は終了するものとしたします。ただし、本サービスの更新後、加入者からなんらかの本サービスの利用があった場合には、この限りではありません。また、加入者は、更新月から解約の意思表示をした日の属する月までの月額利用料は返還を求めることはできません。

- 3 被告は、前項のとおり本件契約を更新した消費者からの中途解約に応じなければならないことを被告全店舗従業員に周知する。
- 4 被告は、消費者契約法第3条第1項に基づき、本和解条項第2項に係る情報を消費者に提供する措置を講ずるよう努める。
- 5 被告は、原告に対し、前橋地方裁判所高崎支部令和3年（ワ）第169号解除条項等差止請求事件の和解条項第4項のとおり、今後も、約款の策定、

変更にあたっては、消費者契約法第1条の趣旨を尊重し、同法の各規定に違反する疑いのある条項を利用しないことを約束する。

6 被告は、原告に対し、前橋地方裁判所高崎支部令和3年（ワ）第169号解除条項等差止請求事件の和解条項第5項のとおり、今後も、適格消費者団体からの申入れがあった場合には、適切な時期に、適切な応答を行うことを約束する。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 訴訟費用は、各自の負担とする。